

【兒童委員・主任兒童委員關係】

事 務 連 絡
平成19年 3月 2日

都道府県
各指定都市 児童委員、主任児童委員事務担当者 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

児童委員、主任児童委員の活動に対する必要な情報提供等について

民生委員・児童委員、主任児童委員活動の推進につきましては、平素よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、家庭や地域の子育て機能の低下や、児童虐待事件や少年犯罪が相次ぐなど、子どもや家庭等を取り巻く環境が複雑・多様化している中で、地域の住民に最も身近な民生委員・児童委員、主任児童委員には、これらの問題への適切な関わりが求められているところです。

標記につきましては、別添のとおり、当省において開催いたしました全国厚生労働関係部局長会議（平成19年1月16日）及び全国児童福祉主管課長会議（平成19年2月23日）でご配慮をお願いしてきたところであります。民生委員・児童委員、主任児童委員活動には、日頃から地域住民の状況を適切に把握しておくことが重要であります。一部の自治体におかれましては個人情報保護に関する法律の施行や地域住民のプライバシー意識の高まりなどを受けて、民生委員・児童委員、主任児童委員に対しても情報提供に慎重となるあまり、児童、妊産婦、母子家庭等の実情を把握するために必要な情報が届かず、児童虐待防止等の活動に支障が生じている地域があるとの報告を受けております。

民生委員・児童委員、主任児童委員につきましては、民生委員法で守秘義務が規定されており、職務上を知りえた個人の身上に関する秘密は守られていることから、各自治体におかれましては、活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動に必要な情報の提供につき特段のご配慮をお願いいたします。

また、地域住民に対しても、民生委員・児童委員、主任児童委員制度の正しい理解が得られるようご配慮をお願いいたします。

（5）児童委員及び主任児童委員について

ア．児童虐待等への対応について

家庭や地域の子育て機能の低下や、近年、児童虐待事件や少年犯罪が相次ぐなど子どもや家庭等を取り巻く環境が複雑・多様化している中で地域の住民に最も身近な民生委員・児童委員、主任児童委員には、虐待防止の観点から、これらの問題への適切な関わりが求められている。

特に主任児童委員は、市町村の要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）に積極的に参画するとともに、児童相談所と常に連携を図り、地域の子どもやその家族の実情を把握する等、児童虐待防止の上で大きな役割を果たすことが期待されていることから、研修などの様々な機会を通じて特段のご指導をお願いしたい。

また、平成19年度においては、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」（次世代育成支援対策交付金）を実施することとしており、本事業に民生委員・児童委員、主任児童委員が積極的に参画できるような環境の整備と、個々の主任児童委員等の意識啓発についても、ご配慮いただくようお願いしたい。

イ．個人情報取り扱いについて

一部の地方自治体においては、個人情報保護法の施行や地域住民のプライバシー意識の高まりなどを受けて、民生委員・児童委員、主任児童委員に対しても、情報提供に慎重となるあまり、必要な情報が届かず、児童虐待防止等の活動に支障が生じている地域があるとの報告を受けている。もとより、民生委員・児童委員、主任児童委員については、地域に密着して相談にのるものとして、民生委員法に守秘義務が規定されていることから、各地方自治体におかれては、活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動が図られるよう必要な情報の提供につき特段のご配慮をお願いしたい。

また、地域住民に対しても、民生委員・児童委員、主任児童委員制度の正しい理解が得られるようご配慮願いたい。

ウ．一斉改選について

平成19年12月1日には、3年ごとの民生委員・児童委員、主任児童委員の一斉改選が行われる。については改選に際して、児童福祉に理解と熱意があり、かつ、地域の実情に精通した方を選任していただくよう特段のご配慮をお願いしたい。

8. 児童委員及び主任児童委員について

(1) 児童虐待等への対応について

近年、家庭や地域の子育て機能の低下や、児童虐待事件や少年犯罪が相次ぐなど、子どもや家庭等を取り巻く環境が複雑・多様化している中で、地域の住民に最も身近な民生委員・児童委員、主任児童委員には、これらの問題への適切な関わりが求められている。

こうした中、児童虐待の防止に大きな役割を果たすことが期待されている市町村の要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）についても、民生委員・児童委員、主任児童委員が積極的に参画するとともに、児童相談所と常に連携を図り、地域の子どもやその家族の実情を把握するため、研修などの様々な機会を通じた取組を図っていただきたい。

また、平成19年度予算（案）においては、児童虐待の早期発見・早期対応の観点から、生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」（次世代育成支援対策交付金）を実施することとしているが、「児童委員の活動要領の改正について」（平成16年11月8日付雇児発第1108001号）の別添においても、妊産婦、乳幼児の保護者に対する助言のほか、児童虐待への取組として子育てに関する相談に応じていることから、本事業における民生委員・児童委員、主任児童委員の積極的な活用をお願いしたい。

(2) 個人情報の取り扱いについて

民生委員・児童委員、主任児童委員については、民生委員法第15条に職務を遂行するに当たって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守るということが規定されているところである。

しかしながら、一部の地方自治体においては、個人情報の保護に関する法律の施行や地域住民のプライバシー意識の高まりなどを受けて、民生委員・児童委員、主任児童委員に対しても、情報提供に慎重となるあまり、必要な情報が届かず、児童虐待防止等の活動に支障が生じている地域があるとの報告を受けている。

こうしたことから、各地方自治体におかれては、地域における民生委員・児童委員、主任児童委員活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動に必要な情報の提供にご配慮願うとともに、地域住民に対しても、制度の正しい理解が得られるよう格別のご配慮をお願いしたい。

あわせて、民生委員・児童委員、主任児童委員に対する活動に必要な情報の提供について、別途、通知することとしている。

(3) 一斉改選について

平成19年12月1日には、3年ごとの民生委員・児童委員、主任児童委員の一斉改選が行われる。については改選に際して、児童福祉に理解と熱意があり、かつ、地域の実情に精通した方を選任していただくよう特段のご配慮をお願いしたい。